

議員全員協議会会議録

令和4年7月4日

宮古市議会

令和4年7月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(7月4日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項(1)	3
報告事項(1)	12
協議事項(1)	19
閉 会	21

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 令和4年7月4日（月曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 議場

○

事 件

〔説明事項〕

- (1) 令和4年度県要望について

〔報告事項〕

- (1) 議会BCPに基づく行動基準について

〔協議事項〕

- (1) 議員定数及び議員報酬のあり方に係る特別委員会について

出席議員（21名）〔議席番号〕

1番	畠山智章君	2番	田代勝久君
3番	古館博君	4番	中嶋勝司君
5番	今村正君	6番	白石雅一君
7番	木村誠君	8番	西村昭二君
9番	畠山茂君	10番	小島直也君
12番	洞口昇一君	13番	伊藤清君
14番	高橋秀正君	15番	工藤小百合君
16番	坂本悦夫君	17番	長門孝則君
18番	落合久三君	19番	松本尚美君
20番	田中尚君	21番	竹花邦彦君
22番	橋本久夫君		

欠席議員（1名）

11番 鳥居晋君

説明のための出席者

〔説明事項〕（1）

副市長	桐田教男君	企画部長	多田康君
企画課長	箱石剛君	企画調整係長	中村尚道君

議会事務局出席者

事務局長	佐々木雅明	次長	前川克寿
主査	南館亜希子		

開 会

午前10時00分 開会

○議長（橋本久夫君） おはようございます。ただいまから議員全員協議会を開会いたします。ただいままでの出席は21名でございます。会議は成立しております。本日の案件は説明事項1件、報告事項1件、協議事項1件となります。

○

説明事項（1）令和4年度県要望について

○議長（橋本久夫君） それでは説明事項の1令和4年度県要望について説明を願います。桐田副市長。

○副市長（桐田教男君） 皆様おはようございます。令和4年度におきます岩手県に対する要望は、8月23日火曜日を予定しております。8月23日火曜日でございます。当日は沿岸広域振興局が要望に対する回答を行いますとともに、意見交換を予定しております。要望項目につきましては、お手元の要望書案のとおり、大項目として10項目、小項目として33項目にまとめたところでございます。要望内容につきましては、コロナ禍における経済対策や災害に強いまちづくりに関する事項など、地域課題の解決に向けた取組をまとめております。本日の説明の後、要望内容について各常任委員会でご検討をいただき、その意見等を踏まえ、要望内容を確定させていく予定でございます。最終案につきましては後日改めて説明の機会を設けさせていただきたいと考えております。要望内容の概要につきましては、企画部より説明させますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（橋本久夫君） 箱石企画課長。

○企画課長（箱石剛君） おはようございます。それでは私のほうから、令和4年度県要望についてご説明を申し上げたいと思います。申し訳ございませんが座って説明をさせていただきます。それでは、議員全員協議会説明資料と書かれた表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。要望の開催日時は、令和4年8月23日火曜日、13時30分から14時30分を予定してございます。開催場所は宮古地区合同庁舎の三階大会議室でございます。開催方法は、例年どおりでございますが、市側から要望書を提出し、県側が回答を行い、意見交換を行う流れでございます。出席予定者は、県側から沿岸広域振興局長、副局長。市側から、市長、副市長、教育長、各部長等を予定しております。市議会からは、議長、副議長、各常任委員会の委員長、議会運営委員会の委員長にご足労いただければと考えております。後ほどご案内をさせていただきます。それから同席者として、地元選出県議会議員の方々を予定しているところでございます。今年度の要望項目でございますが、後ほど別冊の要望書案でご説明を申し上げます。中段にございます参考の要望項目数の比較をご覧ください。ここ数年の要望項目数を記載しております。今年度は大項目で10小項目で33となっております。昨年度と比較して、新規が6件、終了が3件、要望項目を整理統合したものが8件となっております。今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。本日最初の議会説明をさせていただいた後、各常任委員会で要望内容等をご検討いただき、後ほどご意見をいただければと考えております。それと並行いたしまして、7月の中旬には、地元選出県議会議員の方々との意見交換を予定しております。市議会からのご意見をいただいた後、市側で取りまとめ等作業を行いまして、8月初めには再度ご説明の機会を設けたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。そして8月23日火曜日に県要望の本番を迎える予定としてございます。次に2ページをご覧ください。参考として、昨年度令和3年度の要望項目と今年度令和4年度の対比した表となっておりますので、まずはこちらでご説明をいたします。表の真ん中が令和3年度の要望項目37項目でございます。これらが表の右側、令和4年度の要望項目として継続したもの、終了したもの、または統合整理したも

のに分類されております。大項目の1、新型コロナウイルス感染症対策についてから、大項目の3災害対策についてまでは継続ということで、後ほどご説明をいたします。大項目の4、公共交通の利用促進及び駅施設のバリアフリー化についてのうち、(1)宮古駅バリアフリー化への支援については、エレベーター設置に係る財政支援をお願いしておりましたが、今年度岩手県から支援をいただけることとなりましたので終了となっております。同じく(2)被災地における通学交通費の負担軽減の延長については、令和6年度までの制度延長が決定いたしましたので終了となっております。大項目の5、宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興については、内容には変更はございませんが、5項目を2項目に整理統合いたしましたので、後ほどご説明をいたします。大項目の6、宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進については、(1)国道340号「宮古～岩泉間」(和井内～押角トンネル間)の整備促進については、継続ということで後ほどご説明をいたします。(2)現国道106号と茂市の市道廻立線の交差点の改善については、3(1)国道の抜本的な防災対策についてと統合いたしましたので、後ほどご説明をいたします。(3)主要地方道重茂半島線の未改良区間の整備促進についてから(5)主要地方道宮古岩泉線の整備促進についてまでの3項目は、主要地方道の関係として統合いたしましたので、後ほどご説明をいたします。(6)国道340号立丸峠周辺及び押角峠周辺の携帯電話不感エリアの解消については、継続といたしましたので後ほどご説明をいたします。3ページをご願います。大項目の7観光の振興については、継続といたしましたので後ほどご説明をいたします。大項目の8医療福祉の充実についての(1)県立宮古病院の医師の確保等については、継続といたしましたので後ほどご説明をいたします。(2)地域医療情報連携ネットワークの広域化の取組については、国が検討している全国的なネットワークの動向を注視するというので終了といたしました。(3)中学生までの医療費助成制度の拡大についてから、大項目の10国に対する要望の強化についての(5)被災児童生徒就学支援等事業費交付金の継続についてまでは、継続といたしましたので後ほどご説明をいたします。(6)宮古盛岡横断道路の国土交通省大臣管理の指定区間の編入については、3(2)宮古盛岡横断道路の整備についてと統合いたしましたので後ほどご説明をいたします。(7)河川の適切な維持管理のための財源措置については、3(3)河川の適切な維持管理についてと統合いたしましたので後ほどご説明をいたします。(8)国土調査関係予算の確保については、継続といたしましたので後ほどご説明をいたします。以上が令和3年度と4年度の対比の表でございます。続きまして、本年度の要望書案ということで別冊となっております要望書をご願います。まず表紙をめくっていただきますと、市長と議長の連名による県知事あての要望書となっております。さらに、ページをめくっていただきますと、令和4年度県要望項目という表がついております。左側から、大項目の番号、要望項目の概要、市側の担当課、県側の要望先、それから新規・継続の別、重点項目、ページとなっております。こちらの説明は割愛させていただき、本文のほうで説明をさせていただきます。ページをめくっていただきまして、1ページをご願います。大項目の1番コロナ禍における経済対策についてでございます。継続の項目となっておりますが、内容としては昨今の原油価格等を含む物価高騰の影響も踏まえ、適時に切れ目ない経済対策を講ずること。地方創生臨時交付金の増額など全面的な財政措置を講ずるよう国に強く働きかけることと記載しております。2ページをご願います。大項目の2番、公共交通の維持確保についてでございます。先ほどご説明をいたしましたとおり、昨年度の要望項目2件につきましては終了とし、今回新規3件を加えたものがございます。要望項目の1点目として、幹線バス路線の維持確保のため、国庫補助の対象とならない路線に対する県単独の補助金について柔軟な運用及び補助上限の拡大を図ること。2点目として、令和4年度で終了予定の補助路線代替交通確保維持事業の補助制度の延長又は新たな補助制度を創設すること。3点目として、コロ

ナ感染症による減収補填も含め、新たな財政支援策を国に強く求めること。と記載しております。3ページをご覧ください。大項目の3番、災害に強いまちづくりの推進についてということで、以下の5項目を記載しております。（1）河川の適切な維持管理については、要望項目の1点目として、近年多発する豪雨等災害に備え、堤防の整備、土砂水浚渫や立木の除去など、河川機能の強化を図ること。また、特定箇所を早期着手について記載しております。要望項目の2点目として、砂防堰堤について適切な維持管理を行うこと。3点目として、河川水門施設の改良、改修に必要な予算を確保の上、早急に対応すること。4点目として、河川水門操作者の安全を確保するため、スルース型水門を自動開閉式型へ改良すること。5点目は、統合した項目ですが、河川の適切な維持管理に必要となる防災・安全交付金等による財政措置の拡充について国に強く働きかけることと記載しております。（2）の砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の促進については、要望項目の1点目として、整備中の砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、復旧治山事業、崩壊地復旧について、早期に完成するよう特定箇所を記載しております。要望項目の2点目として、被害が多数発生した地区に対する早急な対策、土砂災害特別警戒区域について早期に事業化するよう特定箇所を記載しております。4ページに移っていただき、3点目として、林地開発申請について厳正な審査を行うとともに、監督指導を一層強化することと記載しております。（3）の浸水対策事業の推進については、要望項目の1点目として、社会资本整備総合交付金を含めた既存制度の補助要件の拡大及び新たな財政支援の創設について、国に強く働きかけることと記載しております。2点目として、根市地区について、台風第10号により浸水被害が発生したことから、国道106号の排水側溝の改修を行うことと記載しております。（4）の水位周知河川及び水防警報河川の追加指定については、要望項目の1点目として、閉伊川において未指定区間の水位周知河川への早期指定。2点目として、新たに危機管理型水位計が設置された河川に係る水防警報河川への早急な追加指定について、それぞれ特定箇所を記載しております。（5）の復興関連事業終了に伴う財政負担増加に対する軽減策については、通常事業へ移行した、音部漁港水産生産基盤整備事業について、負担の軽減策を講じることと記載しております。5ページをご覧ください。大項目の4番、道路交通ネットワークの整備促進についてということで、以下の6項目を記載しております。（1）の宮古盛岡横断道路の整備促進については、要望項目の1点目として、田鎖墓目道路及び箱石達曾部道路の整備促進に必要な予算の確保。2点目として、箱石達曾部道路から道の駅やまびこ館へのアクセス向上。3点目は統合項目ですが、宮古盛岡横断道路の国土交通大臣管理の指定区間への編入について国に強く働きかけることと記載しております。（2）の国道の防災対策及び交差点改良については、要望項目の1点目として、一般国道106号及び340号について、法面補強や落石防護柵の設置など、防災対策に必要な予算の確保。2点目は統合項目ですが、国道106号と市道廻立線との交差部分について、安全性の向上を図る対策を行うことと記載しております。（3）の国道340号「宮古～岩泉間」（和井内～押角トンネル間）の整備促進については、要望項目の1点目として、和井内押角工区の早期完成。2点目として、未改良区間の早期事業化について記載しております。6ページに移っていただきます。（4）の主要地方道の整備及び事業化については、要望項目の1点目は統合項目ですが、重茂半島線について早期に全線改良すること。2点目として、紫波江繋線について、江繋「大畑地区からタイマグラ地区」の道路改良整備。3点目として、大槌小国線について、「土坂峠トンネル」の早期事業化。4点目として宮古岩泉線について、宮園団地から田代地区に至る区間の早期改良について記載しております。（5）の通学路の安全確保については、要望項目の1点目として、交通量が増加している千徳小学校前T字路への信号機の設置。2点目として、通学路への歩道新設、ガードレールの設置等の交通安全対策事業に積極的に取り組むことと記載しております。

(6)の宮古盛岡横断道路、国道340号立丸峠周辺及び押角峠トンネル内の携帯電話不感エリアの解消については、要望項目の1点目として、岩手県の地域防災計画において、「緊急輸送道路」と位置づけられている宮古盛岡横断道路及び国道340号について、全線にわたる携帯電話のエリア整備を行うこと。2点目として、長距離区間が不感エリアとなっている、「立丸峠」及び「押角峠のトンネル内」について早急にエリア化を図ること。3点目として、国及び通信事業者への働きかけや早期事業化に向けて引き続き支援することと記載しております。7ページをご覧ください。大項目の5番、重要港湾宮古港の機能強化についてということで、以下の2項目に整理統合しております。(1)の重要港湾機能の強化については、要望項目の1点目として、タグボートの常駐に係る費用負担。2点目として、地震に強い耐震強化岸壁の整備の事業化。3点目として、港内の静穏化等環境整備。4点目として、藤原ふ頭用地について、企業の用途に応じた立地が進むよう、県有地との交換、譲渡等を含め柔軟に対応することと記載しております。(2)のポートセールスの強化については、要望項目の1点目として、フェリー定期航路の再開に向けたポートセールスの強化。2点目として、クルーズ船の寄港効果を県内に波及させるため、感染症対策やインバウンド対策などの受入れ環境の整備、ポートセールスの強化。3点目として、港湾利用企業の立地や拡大に向けたポートセールスの強化を記載しております。8ページをご覧ください。大項目の6番は新規項目ですが、移住定住・雇用対策の推進についてということで、以下の2項目を記載しております。(1)の若者の移住推進に向けた支援策の拡充については、いわて若者移住支援金の対象者について、居住者要件を、「県外」に緩和することと記載しております。(2)の地域雇用対策の推進については、要望項目の1点目として、「ジョブカフェみやこ」について引き続き県が主体となり運営し、運営体制は現行維持すること。2点目として、宮古管内の市町村及び関係機関等と連携し、求職者への就職相談やマッチング、若年労働者の地元定着等の業務機能を強化することと記載しております。9ページをご覧ください。大項目の7番、観光の振興についてということで、以下の2項目を記載しております。(1)の三陸ジオパーク及びみちのく潮風トレイルの推進についてですが、みちのく潮風トレイルを観光資源として活用するため、情報発信の強化を図ることと記載しております。(2)の観光関連施設の修繕については、要望項目の1点目として、鮎ヶ崎灯台トイレの取水施設の早期復旧。2点目として、老朽化した浄土ヶ浜第一駐車場トイレの建て替え。3点目として、白木山トイレのバリアフリー化改修について記載しております。10ページをご覧ください。大項目の8番、医療・福祉の充実についてということで、以下の3項目を記載しております。(1)の県立宮古病院の医師の確保等については、要望項目の1点目として、県立宮古病院の医師及び看護師の不足の解消。2点目として、ドクターヘリを増機するなど搬送体制の強化。3点目として、県立宮古病院への救命救急センターの設置について記載しております。(2)の中学生までの医療費助成制度の拡大については、要望項目の1点目として、県事業として実施している医療費助成について、全県的に実施している現物給付との統一を図り、中学生まで対象拡大すること。2点目として、全国一律のこども医療費助成の制度創設について、国に強く働きかけることと記載しております。(3)の介護施設等の整備に関する補助単価の引上げについては、要望項目の1点目は新規の項目ですが、介護施設の開設補助について、補助単価の引上げを国に強く働きかけること。2点目として、県独自補助の創設又は他の補助メニューを併用できる制度を整備することと記載しております。11ページをご覧ください。大項目の9番、教育環境の整備についてということで、以下の2項目を記載しております。(1)の教育環境の整備については、要望項目の1点目として、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員。2点目として、指導主事の配置数の定数維持。3点目として、英語教育専科教員の全小学校への配置について記載しております。(2)の、岩

手県立宮古水産高等学校の機能強化については、養殖科の新設について記載しております。12ページをご覧ください。大項目の10番、国に対する要望の強化についてということで、以下の9項目を記載しております。

(1) の日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に係る津波防災対策への財政支援については、新規の項目となりますが、本年6月に施行されました、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法を踏まえた上で、要望項目の1点目として、特措法に基づく津波避難対策を速やかに講ずるため、「津波避難対策特別強化地域」の指定について国に強く働きかけること。2点目として特例措置適用後の自治体負担分について、緊急防災・減災事業債が適用できるように制度の見直しを行うことと記載しております。

(2) の福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出については、要望項目の1点目として、海洋放出によらない新たな処理・保管方法の検討及び実行。2点目として、市町村への積極的な情報提供、国民への丁寧な説明。3点目として、水産資源への風評被害を払拭するための対策及び財政支援について記載しております。13ページをご覧ください。(3) の被災児童生徒就学支援等事業費交付金の継続については、台風第10号及び東日本台風で被災した児童生徒についても、東日本大震災と同様の就学援助の実施について記載しております。(4) の廃校施設解体経費の財政支援については、廃校施設の解体経費にかかる財政支援制度の創設について記載しております。(5) の学校施設環境改善交付金に係る補助率・配分基礎額の引上げについては、補助率及び配分基礎額の拡充について記載しております。(6) の過疎対策事業債の償還期限の延長については、新規の項目となりますが、要望項目の1点目として、財政融資資金の償還期限について、地方公共団体金融機構資金と同様、30年に延長すること。2点目として、既に借入れ済みの既往債についても、延長後の償還期限を適用することと記載しております。14ページをご覧ください。(7) の鳥獣被害防止対策の推進については、要望項目の1点目として、ニホンジカ及びツキノワグマの個体数の適正な管理。2点目として、狩猟従事者の育成と確保、農作物被害拡大防止対策の財源の確保について記載しております。(8) の国土調査関係予算の確保については、要望項目の1点目として、財源の十分な確保。2点目として、災害に備え財源を優先的に確保することと記載しております。(9) の国民健康保険に対する国の財政支援の拡充・強化については、要望項目の1点目として、国庫負担割合の引上げなど国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。2点目として、医療費助成の現物給付に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全面的廃止。3点目として、本年度から始まった未就学児に係る均等割保険料の軽減について、対象を18歳以下の全ての子どもに拡充するとともに、必要な財源を確保することと記載しております。以上が要望項目でございます。巻末につきましては、これらの要望項目について、地図に落とし込んだ位置図としてございます。以上、要望項目の案でございますので、各常任委員会でご審議をいただきまして後ほどご意見をちょうだいいただければと思います。説明は以上でございます。

○議長（橋本久夫君） はい。説明が終わりました。この件については、委員会等で今後協議をしていただきますが、この件について何か質問あれば挙手を願います。松本委員。

○19番（松本尚美君） はい。確認だけさせてください。令和3年度要望出した結果といたしますか、もう既にいただいているのかなと思うんですけども、県の反応といたしますか、回答は今回添付されてないようなんですが、まず、もう既にいただいていますか、我々。まず確認ですね。

○議長（橋本久夫君） 箱石企画課長。

○企画課長（箱石剛君） はい、県のほうからは昨年度の要望項目に対する回答はいただいております。

○議長（橋本久夫君） 松本委員。

○19番（松本尚美君） それは、そのとおりだと思うんですが、我々がいただいていますかと。

○議長（橋本久夫君） 箱石企画課長。

○企画課長（箱石剛君） 回答については、お出ししてないかと思しますので、後ほど資料のほうは提供させていただきます。

○議長（橋本久夫君） 田中委員。

○20番（田中尚君） はい、ページ数でいきますと7ページの中の1番下の項目になりますが、ポートセールスの強化についてという要望項目がございます。この問題ではフェリー定期航路の再開に向けてということで、具体的な要望内容が記されておりますけれども、私も前の議会で、議会もこの再開に向けて特別委員会を設置いたしまして、あとは新しい議会に委ねましょうということで、本来であるならば、我々議会の対応としてはこのフェリー航路再開に向けた特別委員会を設置しなくてはならないという問題意識は持っているんですが、そういうことで、今回県要望という形で端的に何うわけでありまして、フェリーの定期航路再開に向けた条件整備ということについては、特別委員会のこの間の調査活動を踏まえても非常にハードが高いという認識を私は持っております。したがって、当局の認識を伺いたいわけでありまして、ここは簡単に、再開に向けてポートセールスを強化すると、こうなっておりますけれども、その場合の定期航路の再開に向けた、言わばそのハード、障がいという言葉は必ずしも正確ではないと思いますが、何が1番ネックなのかということについての認識を伺います。

○議長（橋本久夫君） 多田企画部長。

○企画部長（多田康君） はい、この項目につきましては継続で要望しているものでございます。議会の特別委員会の結果も踏まえた上でまた項目にあげさせていただいております。課題認識様々あるかと思えます。これまでも指摘されているように、貨物量の確保ですとか、あとは安定運航、その静穏化に係る欠航率の低下というようなことで安定運航、様々課題あるかと思えますので、その課題を踏まえた上で、なおもポートセールスを図って航路再開に向けて運動していくべきだということを判断いたしまして、今回も要望内容に載せたところでございます。

○議長（橋本久夫君） 田中委員。

○20番（田中尚君） はい、大まかな方向はそういう方向になるのかなと私も思っておりますけれども、この問題は1番最初に多田部長もおっしゃいましたが貨物量の確保なんですけれども、これは具体的に言いますと、東北自動車道と三陸沿岸道路というこの交通アクセスを使って本当に物流の調達が可能なのかということに尽きるわけでありまして、この間私どもの特別委員会の調査活動の中で、ある意味知り得た情報が、はっきり言いまして岩手県内で営業といたしますか操業しております企業が、押しなべて内陸つまり東北自動車道沿いにあると。したがって、そこからわざわざ宮古港に貨物として出すために、盛岡宮古間の横断道路が出来たというのは有利な状況だと思っておりますけれども、はっきり言ってなかなかそこは、三陸沿岸道路の使い勝手の悪さだとか様々なことも指摘されまして、結局のところは私の理解は、三陸沿岸道路のさらなる機能の強化が出てこないとこれは無理なのかな。なおかつ企業にしても、目の前の東北自動車道を走ったほうが便利だよね。八戸まで行っちゃうともう北海道に行くということを考えますとね。ここは従来の川近さんのフェリー再開ということにとどまらず、視野を広げるという認識も多分あるのかなと思うんですが、確認のために、その認識について伺います。

○議長（橋本久夫君） 桐田副市長。

○副市長（桐田教男君） ただいまの川近以外の視野を考えているのかということでありまして、川崎近海汽船さんが休止したという状況を踏まえて、広い視野で考えていこうとは考えております。

○議長（橋本久夫君） そのほかございませんでしょうか。洞口議員。

○12番（洞口昇一君） 具体的な内容については、多分、それぞれの担当の委員会でやると思うんですけども、私の現在住んでいるところに関係あるので、なおかつ私教育民生常任委員会なものですから、委員会で多分発言する機会がないと思うんで、あえて、ここに載っている項目についてね、2点お伺いします。よろしいですか。

○議長（橋本久夫君） 大きな枠で、この総体的なことを。委員会で質問する内容とまた違うわけですか。

○12番（洞口昇一君） いや、だから委員会は、私は教育民生常任委員会で、今質問したい項目は産業建設常任委員会か総務の担当だと思うんで、多分教育民生常任委員会の中では議論、私はね発言出来ない内容なんであえてこの場で質問をしたいんです。質問です。意見ではなくてね。

○議長（橋本久夫君） 洞口議員。

○12番（洞口昇一君） 5ページの道路交通ネットワークの整備促進についての統合って書いてある下のほうですね、現国道106号と市道廻立線との交差点部分について、安全性の向上を図る対策を行うことという文章がございますけれども、ここはまさに私の居住地なんですけどもね。この間、地元の方に聞いてもこういう要望というのは全く出ないんですよ。区長、自治会長を含めてね。それよりも、交差点の安全性向上については、例えば巖の旧道から高規格道路に合流する部分の安全性だとか、それから墓目地内の106号線から高規格道路に合流する部分とか、そういう地点に対する何とかしてくれという要望がね、あと茂市のインターチェンジの騒音がひどくて困ったという要望とかね。そういうほうがよく聞くんですけども、市道廻立線と国道106号の安全性の向上って、具体的に何なんだろうかなという疑問を感じたんでまずその点について1点質問します。それから2点目としては、

○議長（橋本久夫君） 一問一答で。はい。多田企画部長。

○企画部長（多田康君） 5ページの真ん中ですね（2）国道の防災対策及び交差点改良の（2）に関するご質問でございます。これについては歴年で要望している項目でございまして、ちょっと古く何年頃から記載をしているかはちょっと今手元にございませんですけども、106号は下り坂になって、今の湯ったり館に曲がるほうの交差点の出入り等危ないよということがございました。そしてずっと継続して要望してございます。盛岡方面から湯ったり館に曲がる右折車線がこれによって新設をされたという経過がございますけども、宮古方面から行くところについては抜本的な改良が現在もされておられません。県のほうの言い分といたしましては、その地盤を下げたりとか左右の拡幅というのはなかなか難しいというのが現在の県の見解でございます。ですから国道の抜本的な改良という文言が以前はございましたけども、それは現在抜いてございまして、交差点の改良、安全性の向上を目的とした改良が出来ないかということで要望させていただいております。既に地元自治会等も承知しているものというふうに認識をしております。近くですと昨年の秋のタウンミーティングの際にも、新里地区でのタウンミーティングの話題にさせていただいておりますので、地元との何ていうんですか、意思疎通は出来ているものというふうに我々は考えてございます。

○議長（橋本久夫君） 洞口議員。

○12番（洞口昇一君） ちょっとだからそこ認識のずれがあると思うんです。高規格道路がほぼ区間開通して国道106号線のこの区間の交通量は、激減してるんですよ。今年の3月以降ね。だから私も毎日ここを通過してま

すけども、危険だと思ったこと一度もないんですよ。要するにほとんど車が通らないですからもう、この区間はね。宮古方面から来る方も、茂市インターを降りてぐるっと回って湯ったり館に行く。盛岡方面から来る方もここはほとんど通らないで湯ったり館に行く。この地点を通るのは、腹帯と袈地・袈屋方面に用事のある人か、特別旧道を走る何かほかの意味がある人とか、今年の3月以降はなくなったんで、交通量が激減してるんですよ、この場所は。激減してるし、なおかつそんなに危険だとも。以前は危険だったと思います。私も感じましたけどもね。現在ではそうじゃないんで、ぜひ産業建設常任委員会の皆さんでね、もう一度この点については議論をお願いしたいと思います。

○議長（橋本久夫君） 多田企画部長。

○企画部長（多田康君） 高規格道路の話が出ましたんで申し上げますけども、現在の340号線のほうにアクセスするための出入口ということで茂市出入口が使われていると認識をさせていただきます。特に市道廻立線については、かなり交通量が増えている、出入口がついたことで交通量が増えていると認識をさせていただきますので、現在、県もこの交差点改良に向けては前向きに取り組んでいただいているという認識でございます。106号の交通量については議員おっしゃるとおり全体量としては減ってございますけども、あそこの交差点を使う頻度というのは増えていると認識をさせていただきますので、今回の要望項目にもつけ加えさせていただいてるところでございます。

○議長（橋本久夫君） はい、松本議員。

○19番（松本尚美君） はい。洞口議員からは、所管外の部分についてという前提で今やりとりしてありますが、これやっちゃうと、時間限りなくかかると思うんですね。議会で、これどうこれをチェックするか。所管ごとに振り分けるとというのが前提だと思うんですけども、それぞれ所管外の部分にも、気がついたところあれば、それを項目としてまとめて、そして共有すればいいのではないかなと思います。どうでしょうか。

○議長（橋本久夫君） 洞口議員、また細かくなりますか。はい。今松本委員がおっしゃったので、ちょっと私のほうもお示したいんですが、まず各常任委員会で議論して、協議していただくことはこれまでと従来と変わりませんので。その各委員会の項目以外のところはその他で質問とか、協議できることにもなっておりますが、ここでそれについて確認をしたいということがあればここで確認をしていただきたいんですが。改めて委員会では議論していただきます。その他の部分でも追加で協議をしていただくことは可能でございますので、ただその質問についてここで確認したいことがあれば、質問していただきたいんですが。

○議長（橋本久夫君） 洞口議員。

○12番（洞口昇一君） いや、だからさっきも言ってるんですよ。管轄外だけでも、私の居住地の問題でもあるんで、地元からもたくさん要望を受ける問題でもあるんで、あえて質問させていただきますって断ってるわけで、しかも延々と長時間やっているつもりは全くなくて、必要最低限のことしか私は言ってないですよ。

○議長（橋本久夫君） この項目についてまずお願いしたいんです。はい、洞口委員。

○12番（洞口昇一君） ですから、確かに私返り新参なんでね、不慣れかもしれないけども、一々そういうことについて、私がここで20分も30分も延々とやったんだったら、そういう意見出てもいいけども、当然だと思うけども、3分5分気がついたことについて質問するのまでとやかく言われたのでは、質問できなくなるじゃない。

○議長（橋本久夫君） では簡潔をお願いします。

○12番（洞口昇一君） それから、6ページの問題についてです。ここにね、携帯電話不感エリアの問題について

て述べられておりますけれども、ここについても、前提条件として106号については、不感エリアがないという前提に読めてしまうんですけども、106号にも不感エリアありますし、それから今回のようにその特定の電話会社のシステム障害によって、全く携帯電話が使えなくなるような状況になる地域も、つまり現在1社しかつながらない地域も106号沿いに結構あるんですよ。その点についてもぜひ検討して、もし記載が変更できるのであれば、そのことの検討もお願いしたい。以上です。

○議長（橋本久夫君） これについて、多田企画部長。

○企画部長（多田康君） 記載ができるかどうかについては、本日この場での回答は控えさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ委員会での議論、それから全体での議論をもってご意見をちょうだいできればと思います。

○議長（橋本久夫君） はい、その他。西村議員。

○8番（西村昭二君） はい、先ほどの田中議員とのやりとりで7ページの、ポートセールスの強化についての、ちょっと認識の確認だけさせていただきたいんですけども、産業建設の中で話合う中身になるのでお聞きしますが、1番のフェリー定期航路の再開というのは、先ほどの副市長の答弁を聞くと、宮蘭にこだわってるわけじゃなくて、航路のあくまでもフェリー航路の再開と、新規も含めて、その航路を活用するという考え方で委員会で議論してよろしいということですね。

○議長（橋本久夫君） 桐田副市長。

○副市長（桐田教男君） 多少誤解を含む言い回しだったかもしれませんが、宮蘭フェリーが休止になったので、その再開を目指すというのが第一の取組であります。ただ、一つの会社にこだわると再開の実現について狭い取組にしかならないのかもしれないと思うので、広い視野を持ってあらゆる可能性に取り組んでいきたいという趣旨でございます。

○議長（橋本久夫君） そのほか、はい。それでは、質問はないようでございますので、質疑を終わります。それでは今後の日程について確認をしたいと思います。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○議会事務局長（佐々木雅明君） はい。それでは今後の日程等についてご説明いたします。県要望につきましては、例年どおり各委員会ごとに所管する要望項目の協議を行っていただいて、3合同委員会で集約する手法を進めることを考えております。市への回答は7月19日火曜日までとなっております。各委員会の要望項目の所管については、配付したA3の資料になりますがそちらのほうに振り分けをしております。二つの委員会にまたがると思われるものについては、担当委員会の欄に網かけで色がついております。これについては、合同で協議していただくことを考えております。委員会での検討を7月13日水曜日までをお願いしたいと考えております。委員会の意見を報告・集約する場として、3合同委員会を7月15日金曜日に開催したいと思っております。集約後は議長に内容を報告し、議会の意見として市へ提出いたします。以上が今後の日程等になりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（橋本久夫君） ただいま事務局のほうから説明が終わりました。各委員会では、ただいまの説明のとおり協議を進めていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。また議会からの意見を市に提出した後のことではございますが、意見がどのように反映されたのか、後日当局より説明をいただきたいと思っておりますので、当局におかれましてはご配慮願ひしたいと思います。それではこの件についてはこれで終わりとしたいと思ひます。説明員は退席を願ひます。座席の消毒しますのでちょっとお待ちください。

〔説明員退席〕

○議会事務局長（佐々木雅明君） 申し訳ございません、災害対策調整会議の皆様は、こちら側の1列目のほう

に、ちょっと席を移動していただきたいんですが、はい、特に指定はございませんので1列目に、ご着席いただければと思います。



報告事項（１）議会BCPに基づく行動基準について

○議長（橋本久夫君） それでは、次に報告事項の1議会BCPに基づく行動基準についてを議題といたします。

去る6月23日に開催されました災害対策調整会議におきまして、議会BCPに基づく行動基準について協議した結果、お配りした資料のとおり見直すことといたしましたので、まずはご報告をさせていただきます。議会BCPでございますが、様々な災害や感染症対策のためにも持続可能な議会を継続するために、これまでも様々な議員に対する行動基準について定めてまいりました。その都度、状況を見据えながら、その基準の見直しを進めてきたわけでございますけれども、今般、6月23日に、今期のBCPの基準を見直したところでございます。その資料といたしましてこれはA3の資料1令和4年7月4日議員全員協議会資料、資料1をご覧くださいと思います。これについては、左側の部分がこれまでの行動基準でございます。太い枠に囲まれております部分が、今般今日から見直しをしていきたい行動基準でございます。こういうふうにご読替えをしたものではございますが、それをわかりやすくまとめたものがA4の横サイズの資料2でございます。これをもとにまずは報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。よろしいですか。はい、では、右側が市議会議員の行動基準についてでございます。このことを先般の23日に協議したところでございます。1番の蔓延防止等緊急事態宣言の対象地域及び蔓延防止等重点措置が適用される地域との間の移動、これは現在は該当地域がないために定めてはおりません。2番目の県外への移動でございます。公務、県外の出張は必要最小限とするということで、移動を認めることとなりました。出張は可能でございますが、まず移動前に移動当日、移動前に抗原検査を実施するというを加えさせていただきます。そして2週間の行動記録表の作成に努めていただくようお願いしたいと思います。そして移動から帰宅後、毎日体温や症状を確認し、基本的な感染防止対策を徹底すること。それと帰着後4日目の朝に抗原検査を実施すること。帰着後4日間は本会議、委員会には出席出来ませんので、例えば公務等の委員会等の場合、この辺の日程を勘案しながら移動のほうをお願いしたいということになります。ですので、各常任委員会の視察等は、他の委員会の視察日程と重複しないよう、調整をするようお願いしたいという部分でございます。感染者が出た場合の会議開催のためのリスク分散を考えていきたい旨でございます。続いて③の県外への移動、これは私用の部分でございます。この部分についても、移動は必要最小限とするということでございます。やむを得ない私事情により県外へ移動する場合は、事前に議長及び事務局長に届出をしていただきたいということでございます。これに対しても、移動日の移動前に、抗原検査の実施を推奨いたします。移動中は感染リスクに十分留意の上、適切な行動をとる。2週間の行動記録表の作成に努めていただきたいと思います。帰着後、毎日、体温や症状を確認し、基本的な感染防止策を徹底して、帰着後4日目の朝に、抗原検査実施を推奨いたします。同じく帰着後4日間は本会議、委員会への出席を自粛していただきたいということになります。続いて、次のページをお開きください。④県外からの来訪者との面会については特に規定はしておりませんので、これについては緩和されたものとなっております。おおむねこれが、今回の23日に開催されましたBCPの基準の見直しでございますが、何か補足説明がございますか。事務局。

○議会事務局長（佐々木雅明君） 抗原検査につきましては公務での移動の場合、抗原検査を実施するとしておりますが、議会事務局のほうである程度予算が限られていますが、その中で常任委員会の視察の場合について

は、行く前と帰ってきてからの1回分といいますかその1出張分については、何とか議会事務局のほうで手当てをしたいと思います。それ以外のものになりますと、ちょっとなかなか予算の確保も今の段階では限られてましたので、大変申し訳ございません。ご自分のほうで例えばその政務活動費等の中で、そこについてはちょっと今後、議運等でもご協議いただかなければなりません、そういう形で対応していただきたいと思っております。以上です。

○議長（橋本久夫君） 田中議員。

○20番（田中尚君） 議長の報告の中に、今回の会議で主に私が指摘した部分でもあるんですが、「議長及び事務局長に」という文言の部分で、ここは議長が不在の時っていうことで、そういう場合には事務局長というふうな議論もあったということですので、ここは一步間違うとね、我々がどこか移動しようとする場合に、議長として事務局長にそれぞれ報告しなければならない。それはちょっとおかしいんじゃないのっていうことで改善を求めた経過あります。なおかつ、この会議の場では、だったら「議長または議会事務局長」が正確だろうという議論もさせていただきました。残念ながら私の発言の成果ですね、無視された報告が出ておりますので、改めて指摘をしておきます。

○議長（橋本久夫君） 調整会議委員以外の方々、何か質問はございませんでしょうか。洞口議員。

○12番（洞口昇一君） 私ですね。皆さんご承知かもしれませんが、コロナが発生してから山形県から岩手県に移住してきたとか、出戻ってきたという立場なんて、常々疑問に思っているのは、岩手県よりも発生率が低くて、発生者数も患者数も少ないところに行ったときも、それから東京とかそういう大都市に行ったときと同じ扱いだっているのは、一体どういうわけなんだろうと。逆にね、山形県の場合は、東北6県に移動する場合は、宮城なんかちょっと多いですけども、大体、福島・山形・秋田・岩手は同程度の患者の発生率なんですよね、この間ちょっと3年間ね。若干のあれはありますけどね。それで、東北地方に出かける場合は、何ていうかな、対象から外すというような規制だったんです。山形県はね。なんで、岩手県はそうじゃなくて、とにかく県外、岩手県よりも発生率の低い秋田・山形に行くときすら、東京や北海道に行くのと同じような制限をつけるのかなと疑問に思ったんですがその点についてはいかがでしょう。

○議長（橋本久夫君） はい、竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 洞口議員あるいは新人議員の方々が、議会BCPをご覧になっているかどうかちょっと私もよく存じあげませんが、まず申し上げておきたいのは、今度のコロナ感染症を含めて、議会がしっかりと住民代表としてコロナ感染症によって議会が万が一開かれないような事態をつくるべきではないということで議会及び議員の行動基準を定めたものがこのBCPでございます。コロナ感染症については、それぞれ国内発生期、これはね、今つくっている内容は、国内で発生をしている状況、東北地方で発生をしている状況、県内で発生している状況、あるいは宮古市で発生。それぞれの発生段階に応じて行動基準を定めているという内容にしているものでございます。したがってそれぞれの発生状況に応じて、議会の活動あるいは議員の行動基準をこういうふうにしていこうというのが、今宮古市議会で定めている行動基準でございますので、今は当然市内でも発生をしておりますし県内でも発生している。その発生数が徐々に減ってきているというのは承知をいたしておりますけども、いずれこの議会BCPで定めている議会あるいは議員の行動基準に照らし合わせて、今我々がそういった行動基準に基づいて行動をしているんだ。したがってその都度、状況に応じて緩和をしていこうというのが、災害対策調整会議でそれで議論をし、今日ご提供しているのはそういった現状に合わせて規制を緩和しようとしているということですので、なぜ岩手県が他に比べて少ないのに云々かんぬん、それは

さっき言ったように議会BCPの中で、それぞれの発生状況に応じて区分をして、行動基準を定めているというものでございますので、そういうふうにご理解をいただきたいというふうに思います。お目通しいただきたいと思います。

○議長（橋本久夫君） 落合委員。

○18番（落合久三君） 先ほど田中議員が発言したところを聞こうと思ったんですが、資料②のA4のほうの③県外への移動（私用）の場合、もう一度確認しますが、私用で県外に移動する場合は、「議長及び議会事務局長に届ける」ですから、両方に届けるというふうに聞こえるんですが、先ほど田中委員の発言のところをもう一度確認の意味で聞きます。

○議長（橋本久夫君） すいません、もう一度お願いいたします。

○18番（落合久三君） ③の県外への移動（私用）の際に、やむを得ない事情で県外に移動する際は事前に議長及び事務局長に届け出るところ書いてあるんですが、これについて田中議員から先ほどのような意見があったんで、確認の意味でもう1回聞きますが、私用で県外に移動する場合には、議長と議会事務局長お2人に事前に、許可の願いついていうか、申請とは書いてないんだ、届出が必要なんですかというのを確認の意味で聞いてます。

○議長（橋本久夫君） はい、田中議員。

○20番（田中尚君） 私はかなり遠慮した言い方をしたつもりなんですがね。代表者会議での結論は、それはやっぱり我々の報告先は議長だろうと。何でこうなっているのか。いや議長がいないときもある。だからそこは正確に報告するよと言ったんですが、残念ながらほとんど触れられませんでした。あえて私はそれも解説しております。私の発言だから無視されたようだけれども、おかしいんじゃないのという皮肉まで込めてるんですよ。そこはね局長、しっかりサポートしてもらわないと、私は不愉快です。次の会議には出席しません。会議の結論は全然無視されてるわけですもの。駄目ですよ、これでは。

○議長（橋本久夫君） この件については、今おっしゃったように、「議長もしくは」っていう文言だったところを、「議長及び議会事務局長」に届け出ることによって表記は直っているんですが、基本的には議長に届けていただくことになっております。で、私が不在の場合が当然出てくるだろうということで、そのために、事務局長ということでのつけ加えが届出ということになっておりますが、基本は田中議員がおっしゃったように、議長に届けてもらうということが第一でございます。落合議員。

○18番（落合久三君） 文書になってるために、事前に議長に届け出ること。ただし、というふうに書けば何もなかったんでないでしょうか。今議長がその旨説明したんでそういうふう理解をします。いいですか。

○議長（橋本久夫君） 松本議員。

○19番（松本尚美君） はい、田中議員が憤慨するのも分かる気はするんですけども、これは基準でもって「及び」と明記されてる。じゃあこれを運用上どう解釈していくかってことなんですけども、一つには今年がそうだったように、この改選期に議長が選任されていない期間も発生するわけですね。だから、それも含んでいるのかなという拡大解釈をしていた部分も、説明を聞きながらあったんですけども、今の状況ですと日常的には議長はもう選任されているわけですから、基本的には議長ですよと。選任されてない間は、事務局長という理解をして、運用上どうこれ表記をなおすのかなというのも頭に置きながら、落合議員にもぜひ、そこをご指摘いただければというふうに思います。言ってる意味がわかりますか。「議長及び」っていうのはね、基本的には運用の問題だと思うんです。だから表記を変えるってこともやむを得ない部分があるかなというふうには

思うんですけども、事務局長というのが入った理由は、議長が選任されていないときもあるということですね。だから、そういう意味でちょっと私も個人的には理解したつたんで、事務局長っていうのは、選任もしくは不在っていう部分で、あくまでも經由するということになるのかもしれませんが、日常ですよ、平常時はね。日常的には、わからない、言ってる意味。田中議員がもう1回説明しますか。

○議長（橋本久夫君） 田中議員。

○20番（田中尚君） 松本議員は調整会議での考え方、それから現行の文言の理解の仕方ということでいろいろ発言しておりますけれども、例えば議長がいないときっていうことは極めて特殊な時ですよ。新しい議会が選出をされる、あるいはどっかの議会みたいに、議長1年交代で議長を選ぶ議会もあります現実には、そういったときでもあればね、今の文言は有効なのかなと思うんですけども、4年の任期の中で僅かですよ。議長が議会にいないというそういう時期はね。だからそこはちゃんと、ことわりをつけるべきだ。なおかつ、議長がいないとき、それを補佐するために、副議長がいるわけだから、私はあえてそこまで発言したんですよ。調整会議での議論がしっかりやっぱり報告されないというのは、これはゆゆしき事態と私は受け止めております。解釈の問題ではありません。だから私はあえて文言まで提案しました。「もしくは」だったかな。文言をそうしたほうがいいですよ、原則は我々の報告先は議長ですよっていう言葉で強調しましたし、議長がいなかったら副議長がいるでしょ。もちろん改選期もないから、今は通常の場合だから、今手挙げておりますけども、竹花副議長がちゃんと対応すればいい話。それだけです。

○議長（橋本久夫君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 災害対策調整会議では、「及び」つまり両方に、これは冠婚葬祭等で私用で県外に出る場合の扱いです。そういった場合については今のBCPの基準では文言では、「議長及び議会事務局長に届け出るものとする」と規定をされているんです。ここで、6月の先般の災害対策調整会議で両方に届ける必要があるんですかという提起が田中議員のほうからされた。いろいろ議論があったということもそのとおりです。まず一つは、ご理解いただきたいのは、行動基準、これ規定を定めているものですから、これを「及び」じゃなくて「もしくは」とか変える場合は、この規定自体を変えなきゃならないわけ。だからそれは議会BCPの中では、それは議会運営委員会が所管をして変えることが出来ますよということにしています。つまり、必要なときは検証をして。ですからまず、規定上を変えるかどうかということが一つ。それから、今もし二つ必要ないんじゃないか。じゃあその間、運用をどうするか。「及び」というやつをね、規定をきちっと変えるまでの間は、別に議長に出す、あるいは議長不在のときは事務局長に出すとか副議長に出す。これはまず基本的には議員ですから、当然議長にだすということが基本になるだろうと思いますので、そこを分けて整理したほうがいい。だから運用、もし差しかえがないのであれば、当分の間はどちらでもいいよと。その間、議会運営委員会の中でこの規定を「及び」を変えろっていうのであれば、ここの文言整理を議会運営委員会の中で議論していただいて、しっかりと規定を変えてもらうという方向性の整理になるんじゃないかなと思います。

○議長（橋本久夫君） 落合議員。

○18番（落合久三君） うん。質問をこの点で聞いたのは私なので、長門さん、ちょっと待って。私の理解は、今竹花さんが言ったのも踏まえてね、先ほど質問に対して議長のほうから基本は議長に届け出るが基本だということも言われたんで、コロナが実際問題、去年おととの状況とやっぱり違ってきているんで、そういう感染の状況、それから重度化する状況も明らかに違っている。もう専門家も言っていますので、私は竹花さんがそう言うのであれば、私はもともとの基準も変えたほうがいいんでないかなと。今の状況に合わせたほうがいい

いんじゃないかと。やっぱり基本は議長に届けるが基本だと私は思うんで、ぜひ必要な時期だと思うので、行動基準自身の表現がそうになっているからっていうのであれば、それも含めて変えたほうが、やっぱり現実的じゃないかと思います。それからもう1点あるんです。

○議長（橋本久夫君） では、今の基準については、議運のほうで協議していただくってということで、よろしくお願いたします。もう一つ。

○18番（落合久三君） もう1点は、県外への私用で出かける場合の、先ほど事務局長がちょっと微妙な言い方したんですが、県外に私用で出かけるときも異動前に抗原検査を推奨すると。推奨する。推奨じゃなくやっぱり「やる」だと思んですが、その費用ですが先ほど事務局長が政務活動費も可能であるかのような、ちょっとそこはどうですか。よく事務局長の先ほどの説明がわからなかったんで。政務活動費が対象になるのかどうかって、端的に言えば。

○議長（橋本久夫君） 事務局長。

○議会事務局長（佐々木雅明君） はい。先ほどの私用のほうについての推奨ということに関しましては、これは市の職員のほうの行動基準を参考に、議会の議員の行動のほうということで、本来個人の行動を抗原検査しなければ出れないってところまで、公務でないところまでは制限しないという前提のもとに、市の職員に対しては推奨という表現を使っております。先ほど言った政務活動費云々っていうのはその公務で出張する場合、議会事務局の予算も限られておりますんで、常任委員会の視察研修等の方であれば、各委員会1回分までは何とか我々のほうでもご用意出来ますが、政務活動として出県する場合には、ちょっとそこまでを議会事務局の予算の中では賄うのはちょっと厳しいので、政務活動費等でそのところを認めていただけるかどうか。議運のほうで、少し協議をしていただくというふうに考えておまして、現時点ではまだ認めるという、政務活動費を使えるというふうに断言出来ないんで、そこが可能かどうかというのもこの間の調整会議のほうで出たので、そこについては議運のほうでのご協議にお任せしたいというふうに考えております。

○議長（橋本久夫君） 竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 基本的にはですね抗原検査実施、公費で負担を常任委員会、それは政務活動費含めて議論という話。今回の私用で行く場合はこれは公務ではありませんから、基本的には、抗原検査等については私費で負担をしてくださいという基本的な考え方でご了解いただきたいと思います。

○議長（橋本久夫君） 長門議員。

○17番（長門孝則君） 今の届出の件ですけどもね、これ議長に届けばいいんですよ。事務局長まで規定する必要はない。あとは文言で規定する場合は議長でいいんですよ。議長とか副議長が不在なり、欠員が出た場合は当然事務局長に行くわけなんですよ。だから、だまって議長に届出をすると、規定上はそれでいいんですよ。当然今言ったように、正副議長が欠員なり不在なり、その場合は当然事務局長に行くわけなんですよ。規定上はそういうことで何も「及び事務局長」まで規定する必要はない。

○議長（橋本久夫君） この件については議運のほうで、先ほど協議するというございますので、竹花議員。

○21番（竹花邦彦君） 今の規定がそうになっている。これは皆さんと議会BCPを定める際は、全協で皆さんと議論をした上で現行の基準を定めたわけですから、これは議会合意の上で今の基準が定められているというふうにもうご理解ください。その上で今、提起されたように、それぞれこの今の議会BCPの規定でここは検証した結果、ここは見直したほうがいいという場合には、この規定上は議会運営委員会が、見直しを担当所管し

ますよ。その中で、必要に応じて見直しをすることができるということにいたしておりますから、今申し上げたように、「及び」が云々かんぬんという問題については、具体的にじゃあ、この規定の文言をどうするかについては議会運営委員会でしっかりと検証してもらって、こうしましょうと提起をしてもらって、こういうふうに直しますというふうにしてもらえばいい。ただその間どうするかについて先ほど議論がありましたから、皆さんが、その規定を整備するか、議長で構わないという運用しましょうということであれば、議長に届けてもらうという、その間の運用をしてもらうという整理でよろしいのではないのでしょうか。

○議長（橋本久夫君） 長門議員。

○17番（長門孝則君） 議長及び事務局長両方に届けるという規定ですがね、これ、おかしいですよ。両方に届けるっていうのが。議長に届けるということなんですよ。何も事務局長まで両方に、この規定だと両方に届ければならない。そんなばかなことはない。議長に届けばそれで済むことなんですよ。今言ったように、正副議長が欠員の場合は当然事務局長に行くわけなんですよ。だから文言で規定する場合は議長でいいんです。

○議長（橋本久夫君） 松本議員。

○19番（松本尚美君） 長門議員。竹花議員が説明したとおりの要綱そのものが今の表現になってるんで、これを議運さんで変えるのであれば議論して、どうすればいいか、そのほうがスムーズに理解が進む。これは検討してもらって、変えたほうがいいという意見ですから、それはそれで受け止めたいと思います。それからもう1点、この議長が不在の時っていうか、不在という意味の理解の仕方なんですけども、あくまでも、県外に行くとか出張するとか私用であれ、私用の部分です、行くっていうのは、あくまでも議長宛てなんです。事務局長あてのケースっていうのはさっき私がちょっと言いましたけれども、議長が選出されてないときは、事務局長あてに。特殊なんですよ。特殊なんですけども、そこの扱いも含めて、ですから宛先の問題なんですよ。要するに議長名で出すっていう宛先。この理解の部分だけなんです。議長が不在というのは、たまたまいなかった。例えば宮古にいないとか、議会に来てないとか、そういう意味での不在っていうのもありうるわけですよ。あとは場合によっては体調不良で登庁出来ないとか、そういう意味での不在。でもそういう意味での不在はあくまでも議長あてに出して、事務局を經由して出すと理解すればいいんじゃないのかな。だから特殊なケースをどう扱うかっていうのを、やっぱりBCPですから、継続性を持たなきゃなんないんです。議会がそういったリスク危機に当たって、どう短い間であってもそこをどうするかというのはやっぱりしっかり規定しておかないと。これは特殊なケースで4年に1回の部分かもしれませんが、それはそれで危機管理ですから、しっかりこれを明記する必要があるんです。これは別です。別に議論して、改善するっていうか、改編するのであれば議論してやってもらえればいいのか。あくまでも、宛先の問題。長門議員がおっしゃるように議長宛てに。

○議長（橋本久夫君） 長門議員。

○17番（長門孝則君） 確認ですけどもね、この規定からいけば、議長にも届けると、それから事務局長にも届けると。そういうことですか。二重になりますかね、議長にも届けてそのほかに事務局長にも届ける。そんなばかなことはないんですよ、議長に届けばそれで済むことなんです。この件について、これは改めたほうがいいですよ。

○議長（橋本久夫君） では今、長門議員がおっしゃったようにこの議論については、議運で先ほどもお示したように、協議いたしますので、その旨ご理解をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。そのほか、木村議員。

- 7番（木村誠君） はい。私からも何点か質問させていただきます。資料2をご覧ください。県外へ移動した場合の公務と私用、帰着後の部分で、公務のときは抗原検査を実施する。また4日間は本会議・委員会に出席出来ない。となっておりますけれども、私用の場合は、推奨なり、自粛するっていうちょっと、ぼやんとしたような表現になってますけれども、ここら辺は同じ体なんですけれども、統一したほうがいいんじゃないかなと思うんですけどどうですか。
- 議長（橋本久夫君） 松本委員。
- 19番（松本尚美君） 木村委員。申し訳ないですけども、要は調整会議で決めた部分は、それぞれ会派から選出されているメンバーで決めたことなんで、まずは尊重していただきたい。そして、現状やってみて不都合があれば、これは次の会議の中で改善をしていく。もしくは先ほどの、両方併記は駄目なんだっていうのであればこれは議運のほうで議論して規定そのものを変えてもらうということですね、先ほど、事務局長が言いましたけども、この推奨自粛というのは、議会も含むこの宮古行政も全体で対応している内容というふうに説明が、ご理解いただいたんじゃないかなと思うんで、そこはどうですか。ご理解いただけないですか。今またこれ変えるということ。
- 7番（木村誠君） はい。了解いたしました。推奨自粛という個人の価値観というか、考え方一つだと思うんですけど、どういったふうに考えれば、自粛ってどの程度、どの程度その何%と言われても、わかんないんですけども、どういった形で自粛というのを判断すればよろしいですか。
- 議長（橋本久夫君） 基本的にあれですよ、これ委員会とか本会議はその期間は大体示されてると思うんで、そこをずらした中で行動していただければ本会議とか委員会に関わらない期間として、うまく自粛っていうか、皆さんと接触する期間を検討する旨で、自粛っていうことで表記になってると思うんですが。委員会に出ないとか出るとかそういうことではなくて、帰ってきてからの。すいませんじゃ、ちょっと事務局のほうからお願いします。
- 議会事務局長（佐々木雅明君） こちらについては、上のほうで公務の場合は出席出来ないという形にしているのは当然公務でいきますので、公務による行動のところはある程度こうきちっと制限をして、こういう運用でいくという形での出席出来ないという決め方になっております。それで、帰着後4日間は本会議・委員会の出席は自粛するというのは結局その公務で行った場合も、4日間は本会議あるいは委員会が開催されても、それについては、感染予防の観点から出席をしないと。それは、本会議・委員会に対する出席をしないということです。自粛のほうに関しましては、あくまでも私的移動でございますので、個人の責任で、移動に関しては個人でまず責任を持っていただくということなので、公務の場合の4日間、委員会・本会議に出席しないというのにならって、本会議委員会等があった場合でも何かの、どうしてもものつびきならない事由で県外に行かなければならなかったとかっていう事態になった場合は、戻られてから4日間の本会議、委員会への出席は控えていただきたいということでございます。行動全てを自粛しろと言ってる意味ではなくて、公務での本会議・委員会への出席に準じた形で、会議等があった場合の出席を自粛するということを踏まえた上で、私用での移動をお考えいただきたいということでございますので、行動全てを自粛しろというものでございませぬので、あくまでもその本会議、委員会等があった場合の出席に関してという意味合いでございます。
- 議長（橋本久夫君） 木村委員。
- 7番（木村誠君） はい。了解いたしました。そちらの同じ項目で、市職員が帰宅後4日目の朝に抗原検査実施となっておりますけれども、市議会議員のほうは帰着後4日間は、いろんな意味で本会議・委員会を出席自粛

するとなっております。確かあのちょっとまた聞きではっきり正確じゃないかもしれませんが、市職員は1日目2日目3日目は普通に勤務して、4日目に検査を受けて、それで問題なければそのまま勤務してるっていう流れになっていたらいいんですけども、そこら辺は何かご存じですか。

○議長（橋本久夫君） 事務局長。

○議会事務局長（佐々木雅明君） はい。この行動基準、市の職員は常勤ですので毎日出勤するというのが前提でございます。前までは一応出張とかから戻った場合は在宅でのリモートワークを踏まえて4日目の朝に抗原検査をして陰性であることを確認してから出勤するよというの、これの前段階の基準でございます。ただ、今は出勤をしないという形はとっておりません。健康観察をしながら出勤は可能とする。ただし、状況によってはその部署の中での判断としてリモートワークでの対応も可能とするということになっております。一方、市議会議員さんにつきましては、議会に出てくるということ自体が毎日という市の職員とはちょっと異なっておりますので、そここのところの考え方で市職員は毎日の勤務が前提という形での考え方になっております。

○議長（橋本久夫君） そのほかございませんでしょうか。なければ、この件についてはこれで終わりと思いたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上で、報告事項を終わります。席にお戻りください。

○

協議事項（1）議員定数及び議員報酬のあり方に係る特別委員会について

○議長（橋本久夫君） それでは次に協議事項の1議員定数及び議員報酬のあり方に係る特別委員会についてを議題といたします。この件につきましては、先般の会議で議論を進めることとお認めいただきまして、その組織をどのように進めていくかということを議長・副議長に一任された件でございます。その件について私のほうから今後の委員会の在り方についてご提案を申し上げたいと思っております。まず、委員会構成に関して、各3つの常任委員会、総務、教育民生、産業建設のほうから各3名ずつ、合わせて議会運営委員会から2名を選出願いたいと思います。まず常任委員会については3つの常任委員会については、正副委員長さんを含め、プラス1でお願いしたいと思います。議会運営委員会からは、正副委員長さんの2名でお願いし、合計11名での議論を進める委員会としてご提案をしたいと思っております。いかがでしょうか。もう一度。はい。まず総務・教育民生・産業建設が3人ずつ、議会運営委員会から2名、計11人ということをお願いしたいんですが、よろしいですか。ですので、3つの常任委員会では個々の委員会を開いていただきまして、その中でプラス1の方を選出していただくような協議をお願いしたいなと思うんですが、よろしいでしょうか。では、今後の日程についてまた説明お願いします。事務局長。

○議会事務局長（佐々木雅明君） 今回の特別委員会の委員の選任につきましては県要望の関係で、各委員会開いていただくことになると思いますので、そのときに選出をしていただければと思います。あわせて議会運営委員会については、先ほどもちょっとご協議の課題いただきましたので、日程をちょっと調整いたしまして開いていただきます。議運については正副委員長ということになっておりますので、そこで選出していただいた方をおそらく市のほうの原油高騰経済対策で、臨時会議の開催を7月末か8月ぐらいということで、8月の前半ぐらいまでには開催することになると思いますので、そのときにあわせて特別委員会の設置を議案として提案させていただいて、そこで正式に発足するという形に今のところ考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本久夫君） 落合議員。

○18番（落合久三君） そうすると、今の事務局長の説明だと、特別委員会の発足は、7月でもいいし8月でも

いいという非常にゆったりとしたあれなんです、私の意見はそうじゃなくて、やっぱり期限を定めて、7月中に各常任委員会がこの県要望のとあわせてやることにして、基本的に7月中に発足するとかっていうふうに出口を決めたほうが私はいいいんでないかと思えますよ。今の説明だと8月でもいいしお盆過ぎでもいいというふうにも聞こえたので、それでいいのかなって意味で、出口を決めたほうがいいんじゃないでしょうか。

○議会事務局長（佐々木雅明君） 各委員会で選出していただいた方を本会議で、委員会の設置を決めますので、臨時会議が早ければ7月末または8月の頭で調整したいという話が今きておりますので、その本会議のときに合わせて、特別委員会の設置を図りたいということでございます。ですので、選出自体は7月中に決めておいていただいて、その臨時会が開かれるときにすぐ特別委員会の設置ができるような形で進めていただければと今考えておりますので期限を延ばしてもいいということではございませんので、はい。

○議長（橋本久夫君） 落合委員。

○18番（落合久三君） それをさっき言えばよかったです。私は全協で決めるとは思ってませんよ。はい。以上。

○議長（橋本久夫君） そのほかございませんか。はい。まず協議事項の1については、これで終わりと思いたいと思います。それでは、その他、何かありましたら。はい。伊藤議員。

○13番（伊藤清君） はい。それでは、市政調査会のほうから報告があります。宮古市政調査会よりウクライナ人道危機救援金として、22万円を6月30日に日本赤十字社に送金をいたしましたのでご報告いたします。以上です。

○議長（橋本久夫君） はい、ありがとうございます。そのほか皆様のほうから、田中委員。

○20番（田中尚君） はいまだ時間がありますので簡単に。以前庁舎ができる前は、本会議の様子をリアルタイムで市職員の皆さんが聞きながら仕事をしている時期があったと思います。新しい庁舎をつくるに当たりまして、この議会の様子がもう全然、全くわからなくなったって意味ではありませんが、そこは正直言いまして当時の議長が了承したのか、私の認識では相談を受けた覚えがないんですが。そこで開かれた議会の一つのツールの方法として、以前は市の庁舎に市民が用足しに来れば、議会の様子がもうわかったと。やりとりが聞こえますから。ただ、そのことが職員の日常の業務上ですね、果たしてどうだったのかという思いも一方であるわけでありまして、だとするならば、現在そこはもうストップしてシャットアウトしてますんで、そこは改善の必要があるのかないのかですね。というのちょっと、私はどこかで議論する、議運のテーマでもあろうかなと思うんですが、そういうのについてちょっと私は、時間がありますので問題提起も含めて発言します。

○議長（橋本久夫君） ただいまの発言について、まず市の対応をお聞きします。

○議会事務局長（佐々木雅明君） 職員はフロアで何台かテレビがあるんですが、そのテレビを通して議会の様子は傍聴できるようにつけて流しております。議会事務局でも時々ご覧になっていると思いますけど、ああいいう状態で職員は見ていますし、席が離れている職員はインターネット経由で議会の状況をリアルタイムで確認できるということで、私もここに来る前はテレビかあるいはパソコンのほうを使って確認しておりましたので、そこについては前と変わらない状況。音声だけというのは逆になくなりましたけれども、映像は職員が見られる状況になっております。

○議長（橋本久夫君） 田中委員。

○20番（田中尚君） 市民交流センターという、そのホールもございますけれども、あそこにいた方は、あそこに置いてあるテレビで議会があるときは見られるということなのかどうか確認です。

○議長（橋本久夫君） 事務局長。

○議会事務局長（佐々木雅明君） はい、あそこのテレビでも見られるようにしているのでチャンネル合わせて流しているはずですが。ちょっとここにいるので現場を見ていませんけれども、確認しておきます。機能的には流せるはずですが。

○議長（橋本久夫君） そのほか、はい。では、予定していました事項については全て終了といたしました。なければこれもちまして議員全員協議会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。

午前11時40分 散会

○

宮古市議会議長 橋本久夫